

寿屋フロンテ株式会社に対する勧告について

平成29年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、寿屋フロンテ株式会社（以下「寿屋フロンテ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	8010401010309
名称	寿屋フロンテ株式会社
本店所在地	東京都港区西新橋一丁目13番1号
代表者	代表取締役 土屋 正彦
事業の概要	自動車部品の製造業
資本金	3億725万円

2 違反事実の概要

(1) 寿屋フロンテは、自動車メーカーから請け負うフロアカーペット等の部材の製造を資本金の額が3億円以下の法人たる事業者へ委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2) 寿屋フロンテは、次のア又はイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1870万5174円である（下請事業者8名）。

ア 平成27年9月から平成28年8月までの間、「原低」^(注)を下請代金の額から差し引いていた。

(注) 下請事業者に対しコストダウンの要請を行い、下請代金から差し引いていた金銭のこと。

イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成27年10月から平成28年7月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。

(3) 本件について、寿屋フロンテは、次の対応を採っている。

ア 下請事業者に対し、平成29年2月15日、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- イ 前記(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを、平成29年2月17日開催の取締役会の決議により確認している。
- ウ 今後、下請法違反行為を行うことがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を、平成28年9月30日、平成29年2月9日及び同月14日から同月16日までの間に行っている。
- エ 下請事業者に対し、前記アからウまでの措置を採った旨を、平成29年2月17日に通知している。

3 勧告の概要

- (1) 寿屋フロンテは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (2) 寿屋フロンテは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。
 - イ 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを取締役会の決議により確認したこと。
 - ウ 前記(1)に基づいて採った措置の内容
- (3) 寿屋フロンテは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

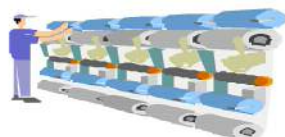
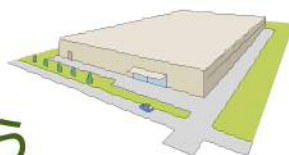


寿屋フロンテ(株) (親事業者) (自動車部品の製造業)

下請取引の内容



自動車メーカーから請け負う
フロアカーペット等の部材の
製造委託



違反行為の概要

「原低」等^(注1)として 総額約1870万円
を下請代金の額から減額^(注2)した

※ 寿屋フロンテは、下請事業者に対し、減額した金額を支払うなどしている。

下請事業者 (8名)



勧告内容

下請法の遵守体制を
整備すること

など



(注1) 「原低」等

寿屋フロンテが、下請事業者に対しコストダウンの要請を行い、下請代金から差し引いていた金銭のこと。

また、寿屋フロンテは、「原低」による差引きのほかに、新単価の遡及適用による減額を行っていた。

(注2) 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

減額は
ダメ!



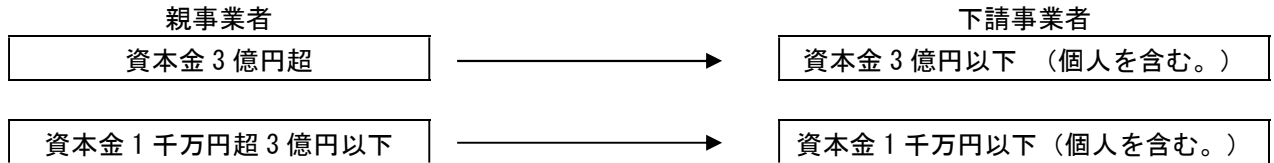
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

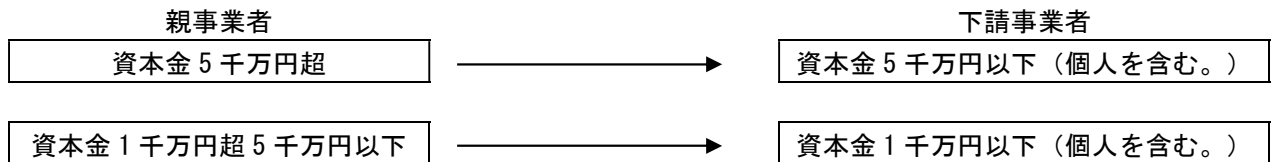
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）